

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年8月7日

担当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 若月 知宏
	主任賃金指導官 高垣 義亘
	賃金指導官 青木 美穂
電話	03-3512-1614

東京都最低賃金の63円引き上げを答申

東京地方最低賃金審議会(会長 本田 敦子)は、東京労働局長(局長 増田 嗣郎)に対し、東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 本年6月30日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し諮問を行った東京都最低賃金(地域別最低賃金)の改正について、同審議会は審議の結果、8月7日、現行の最低賃金の時間額1,163円を63円引き上げ(引き上げ率5.42%)て、1,226円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 この「63円」の引き上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)」において示された目安どおりの金額です。
- 3 東京労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の東京都最低賃金の改正に係る所定の手続きを経て官報公示を行います。なお、早ければ10月3日に東京都最低賃金が改正発効されることになります。

1 最低賃金について

(1) 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 過去10年間の改正状況

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
引上げ額	19円	25円	26円	27円	28円
引上げ率	2.14%	2.76%	2.79%	2.82%	2.84%
時 間 額	907円	932円	958円	985円	1,013円

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
引上げ額	0円	28円	31円	41円	50円
引上げ率	0.00%	2.76%	2.98%	3.82%	4.49%
時 間 額	1,013円	1,041円	1,072円	1,113円	1,163円

3 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。